

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600138 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600077 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 18 日の標準賞与額を 33 万 3,000 円、平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額を 24 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 18 日及び平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年 12 月 18 日及び平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 7 月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の年金記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された「2003年冬季賞与台帳」及び「賞与個人別一覧(2004年夏季)」により、請求者は、同社から請求期間①は33万3,000円及び請求期間②は24万6,000円の賞与の支給を受け、各賞与額の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払日については、A社から提出された賞与振込データの振込指定日により、請求期間①は平成15年12月18日、請求期間②は平成16年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成15年12月18日及び平成16年7月15日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情

がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600143号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月1日から同年7月1日まで

私は、A社に、昭和51年4月1日から同年6月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年6月1日とされている。請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和51年7月1日である旨陳述している。

しかしながら、A社は、解散のため、平成25年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は亡くなっている上、解散時の事業主及び請求期間当時の取締役は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等は保存していないと回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録において、請求者のA社における離職日は、昭和51年6月1日とされているところ、請求者が同社を退職した後に勤務したB社に提出し、同社から提出された請求者の昭和51年6月14日現在の履歴書には、「家事の都合に依りA社を退社」と記載されている。

さらに、A社において、厚生年金保険の加入記録のある同僚32人に照会し、19人から回答を得たところ、請求者を記憶している同僚は4人いるものの、請求者の退職時期については記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、請求期間当時に社会保険事務を担当していた同僚及び経理事務を担当していた同僚は、退職日前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いは行っておらず、被保険者資格喪失後に厚生年金保険料を引き続き給与から控除することはなかったと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。